



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ドイツ連邦共和国における女子処遇と母子施設
Author(s)	リタ, ハーヴァーカンフ; 小名木, 明宏//訳
Citation	北大法学論集, 67(2), 156[1]-144[13]
Issue Date	2016-07-26
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/62565
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_vol67no2_04.pdf



ドイツ連邦共和国における 女子処遇と母子施設

リタ・ハーヴァーカンブ
小名木明宏 訳

1. はじめに

ドイツでは2014年3月31日現在、3096名の女子受刑者、51419名の男子受刑者が刑事施設に収容されており、全被収容者数に占める女子の割合は5.7%となっている¹。男子処遇が大部分を占めているということは、長らく、男子を想定した女子処遇の体制、すなわち非常に過敏な保安基準や男子に向けられた処遇コンセプトの移植という点で批判されている²。

少数であるという理由で、何十年にもわたって、女子処遇の性別に対応した研究と実務運用が着目されることはほとんどなかった。とりわけその実務運用に影響を与えたのは、母子施設の創設者であり、当時の施設長であったヘルガ・アインゼレである³。21世紀の初めにあたり、一時は強化され、最近では少し落ち着いた女子処遇の研究関心を国際的な視点から検討してみたい⁴。まずひとつには女子処遇の一般的な考察を、そしてもうひとつは母子処遇を取り上げてみたい。

¹ Statistisches Bundesamt 2014, Tab. 1.1; 僅かだが、男子507名、女子1名の保安監置もここに含まれる。

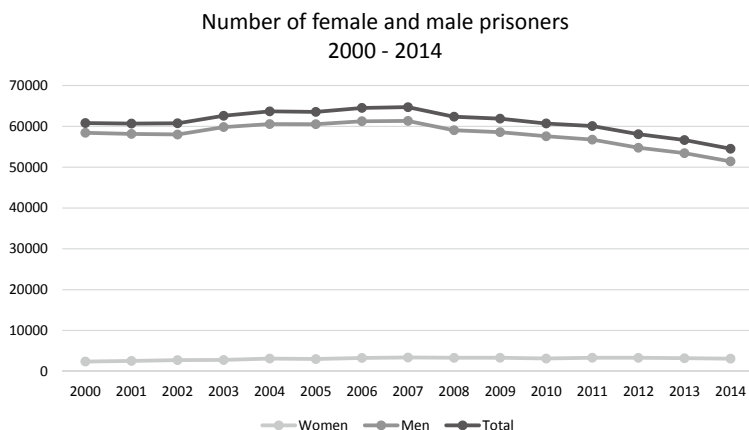
² Obermöller 2000, S. 15 m.w.N.

³ Obermöller 2000, S. 20 m.w.N.

⁴ Vgl. nur Zolondek 2007 und Zurhold 2005.

2. 女子処遇に関する統計

周知のように、犯罪は性別により均等に分布しているわけではない⁵。全被疑者の4分の1である女子比は、女性人口が過半数である（約52%）ということを反映しているわけではない⁶。この性別構成の違いは刑事手続き全般においてさらに強まり、行刑においては5.7%という最低の数値に達する⁷。女性犯罪者は男性犯罪者に対して犯罪行為がより少なく、さほど重大でないことゆえにいわゆる逆三角形型のフィルター機能が強く働く⁸。ドイツの女子行刑に関する著者の研究からは、とくに重大な行為は原則として自由刑が科される4つの特徴が示されると結論付けている。それらは、軽度から致死までの被害者の傷害、武器の使用、2500ユーロ以上の損害、薬物の取引ないしは密輸である⁹。図1は2000年以降の各年の女子受刑者と男子受刑者の推移を示している。



Quelle: Statistisches Bundesamt: 2000-2014 Fachserie 10 Reihe 4.1, Tab. 1.1

図1：2000年から2014年までの女子受刑者の数

⁵ Haverkamp 2011, S. 37.

⁶ PKS 2014, Tab. 20.

⁷ Statistisches Bundesamt 2014, Fachserie 10 Reihe 4.1, Tab. 1.1

⁸ Köhler 2012, S. 42.

⁹ Haverkamp 2011, S. 397 ff. 行為の重大性についての主観面による評価および客観的構成要件による評価をもとにした分類。

2007年を頂点として以降は男子処遇の数値は下降している。これとは反対に女子受刑者は時期がずれて2011年に最高を記録し、2013年から下降している。その際、女子受刑者の割合は2000年の4%から2014年には5,7%に達している。表1は女子処遇の刑期の長さについての資料である。

表1：2000年から2014年（3月31日基準）にかけての女子受刑者数と刑期

刑期	年				
	2000	2005	2010	2012	2014
9月まで	1.033	1.256	1.429	1.480	1.455
9月から2年まで	476	664	697	757	684
2年から5年まで	462	530	513	580	519
5年から15年まで	149	197	176	167	152
終身刑	62	95	102	110	104
合計	2.182	2.742	2.917	3.094	2.914

Quelle: Statistisches Bundesamt: 2014 Fachserie 10 Reihe 4.1, Tab. 1.1

処遇の期間はすべてのカテゴリーで2000年から2014年にかけて女子受刑者に関して著しく上がっている。注目に値するのは、終身刑の被収容者数がこの12年で急激に増加している点である。2014年には初めてすべての領域で少なくとも僅かな減少が見られる。ここで傾向が変わったかどうかはしばらく様子を見たい。長期自由刑の受刑者と比較すると短期自由刑の受刑者は数値的に下回っている。これは基準日の集計が短期受刑者の高い変動を反映できないからである¹⁰。この意義を示したものが表1である。これによれば、9月の自由刑の被収容者の半分は刑期を終えている。処遇の観点欠けるために、たいていは1年までの短期処遇は一般に監置となっている。そのため処遇のための検査や処遇計画の立案もなされない¹¹。

3. 女子処遇の構成と形態

ドイツには現在、7つの女子施設が存在する¹²。しばしば、女子受刑者は男

¹⁰ Jehle 2009, S. 45.

¹¹ Funk 2009, S. 54.

¹² Baden-Württemberg: JVA Schwäbisch-Gmünd, Bayern: JVA Aichach, Berlin:

子の刑事施設にも収容される（施設の一部であったり、敷地内に独自の建物があつたり、隔離されたセクターである）¹³。そこでは女子受刑者は多くの場合、「おまけ」扱いである。なぜなら、セキュリティと処遇は男子受刑者の要求基準に依っているからである¹⁴。大きな州¹⁵では、出身地から離れた場所での収容という問題がよく起こり、出身地から遠く離れた女子受刑者にとって社会的なつながりを維持することが困難になる。処遇の緩和や帰休を認めるにあたって、交通費を自弁し、往復の旅程のほんの限られた滞在期間では社会的コンタクトを持続することを難しくする¹⁶。しかし、また男子施設での収容も親族や友人の近くでの収容というわけでもない¹⁷。

女子処遇の組織は数字的に小さな員数のために更なる難しさを内包している。未決と既決（刑訴法119条）や成年処遇と少年処遇（例えばバイエルン行刑法166条1項）を分離するという要請は常に守られているわけではない¹⁸。短期と長期の受刑者、初犯と累犯、別々の処遇を希望する薬物依存者らを分離することは異なる処遇の必要性から、強く要請されているにもかかわらず、受刑者カテゴリーに従った分類がなされていないことは多々ある¹⁹。この区別がなされないと、リスクを持ったグループに強く着目することになり、女子処遇において過度の保安を求めることになり²⁰、これは、過去においては、閉鎖処遇が過剰収容で、開放処遇ではキャパシティに余裕があるという形で現われた²¹。

JVA für Frauen, Hessen: JVA Frankfurt a. M. III Preungesheim, Niedersachsen: JVA Vechta, Nordrhein-Westfalen: JVA Willich II und Sachsen: JVA Chemnitz.

¹³ Funk 2009, 50によれば52.6%にものぼる。

¹⁴ Kawamura-Reindl 2009, S. 356.

¹⁵ 例えば、バイエルン州とニーダーザクセン州。

¹⁶ Obermüller 2000, S. 135.

¹⁷ Zolondek 2007, S. 60.

¹⁸ ベルリン、ザクセン・アンハルト、シュレースヴィッヒ・ホルシュタインに今なお適用される連邦行刑法は、140条2項により女子施設と男子施設の分離を規定している。しかし、例えばバイエルン行刑法116条2項のようにいくつかの州法はこれを異にする。

¹⁹ Kawamura-Reindl 2009, S. 356.

²⁰ Dies. 2009, S. 356.

²¹ Funk 2009, S. 52.

処遇形態に関しては被収容者は男子と比べて広く自由が認められている。たとえば、女子はたいいてい自分の衣服を着ることが認められており、房にも私物を多く持ち込める。従来から、電話や買い物をするのも女子処遇ではよく取り図られていた。連邦憲法裁判所の判決によれば、このような実務は男子受刑者の平等な取り扱いを求める権利を侵害しているとされた。その結果、男子処遇の条件が改善されたのである²²。

処遇の全体では、本来は好ましくない監置につながる重大な弱点が確認されている。最もポピュラーな短期自由刑は（表1参照）、被収容者の入れ替わりが頻繁にあることを意味し、さまざまな処遇の方策を犠牲にした非常に官僚主義的な無駄となっている²³。また、（職業）教育と刑務作業における質と量の点で更なる欠点が出てくる²⁴。過大な負債と負債整理の見込みがないことは釈放後の時点でネガティブな影響を持つのであり、人員不足と更生保護施設との連携が不十分なため、アフターケアは機能していない²⁵。

ドイツにおける女子処遇は地方の違いと構造上の違いによって特徴が認められる²⁶。これは連邦制に由来するもので、各州において刑事政策の方向性が異なることになる。ここから、財政および人員配置において、また処遇の緩和や帰休を認めるにあたって、さらに施設内の規律の適用にあたって、相当な違いが生じるのである²⁷。

4. 女子に固有の特徴

薬物依存は女子の被収容者においては男子以上に蔓延している²⁸。ここから生じる治療処置の必要性のほかに、これを手に入れようとする欲求が一般的な

²² あるいは逆かもしれない。2015年夏にシュヴェービッシュ・グミュントの行刑施設を訪問した際、施設管理側は、被収容者に対する施設内購買店を将来的に廃止するかを検討しているとしていた。

²³ Haverkamp 2011, S. 125.

²⁴ Vgl. nur Franze 2001, S. S. 380 und Schwinn 2004, S. 83 ff.

²⁵ Hierzu Cummerow 2006, S. 164 und Zolondek 2007, S. 232

²⁶ Funk 2009, S. 54.

²⁷ Dünkel/Geng 2007, S. 14 ff.

²⁸ Koch/Suhling 2005, 105; Wirth 2002, S. 104 ff.

処遇の環境を害している²⁹。閉鎖処遇においては、薬物依存は保安基準を高めることになり、当人には処遇の緩和や帰休を認めるにあたって制限的なラインが引かれることになる。女性同士の連帯もなく、施設管理者や施設職員への協力禁止も存在しないので、男子処遇よりは弱いものの、それでもなお女子処遇にはサブカルチャーが存在する³⁰。

経験的な知見によれば、女性犯罪者は男子受刑者よりも職業的に不遇な環境が認められる。彼女たちは多くの場合、職業教育を最後まで修了していないのである³¹。このような状況は就業率の低さ、社会的扶助の受給の多さ、生活状況の経済的な困難さを意味する。それゆえ、刑事施設における職業教育は処遇の目玉であるが、すでに述べたように、十分に考慮されているわけではない。

女子に固有の処遇として、母親、妻ないしはパートナーとしての役割が取り入れられている³²。拘禁中の母は家族から離されており、自ら責任非難をし、拒絶されることへの不安を抱えている³³。いわゆる主婦の半自由拘禁は子供たちを見知らぬところに収容することを避けるものである。その場合、母親は日中は主婦として、母として、家で仕事をし、夜は刑事施設で過ごすのである。この制度はあまり利用されていないが、多くの自立と独立を学び取るための処遇が行われないのであり、当人にとっては組織的にも、財政的にも、人的にもひとつのチャレンジングなのである³⁴。ここには主婦の半自由拘禁への批判が関係する。伝統的な役割モデルにこだわっているというのである³⁵。さらにパートナーとの関係はしばしば物質のおよび感情的依存のゆえに－最悪の場合、DVとして現れる－問題である³⁶。子どもの時の暴力と性的虐待のネガティブな経験が、大人になっても攻撃と虐待によって特徴づけられる関係において継続されることは稀なことではない³⁷。

²⁹ Zurhold 1998, S. 95 f.

³⁰ Haverkamp 2011, S. 840 f.

³¹ Vgl. nur Dünkel 1992, S. 200 und Koch/Suhling 2005, S. 104.

³² Funk 2009, S. 54.

³³ Steinemann 1982, S. 25 ff.

³⁴ Kawamura-Reindl 2009, S. 359 und zur Praxis Haverkamp 2011, S. 256.

³⁵ Dies. 2009, S. 359.

³⁶ Kestermann 2005, S. 25.

³⁷ Maelicke 1995, S. 90; Schröttler/Müller 2004, S. 27 ff.

5. 母子施設

小さな子供たちが母親から離れることを避けるために女子処遇には母子施設が存在する。このようにして母と子の結束が社会教育的な保護の下で維持され、強固にされている。しかし、このような収容は当該母親の社会復帰のためではなく、子供の福祉のためになされている（たとえば § 80 Abs. 1 S. 1 StVollzG, Art. 86 Abs. 1 S. 1 BayStVollzG）。最も重要な関係者である母親から引き離すことで、子供の発達障害の虞れがある場合には子供の福祉に適っている³⁸。

5. 1. 法律上の規定

2006年からの連邦制改革によりすべての州は独自の州少年行刑法を³⁹、そして大部分は同様に州行刑法を制定した。それぞれの州法は行刑における子供の収容を独自に規定している⁴⁰。比べてみると、親の性別、収容のための子供の年齢の上限、子供の福祉の意義、収容を拒む保安上の理由、費用負担義務、女子施設での母子収容の態様で様々な違いが認められる⁴¹。母子収容のための共通の前提は滞在決定権者の同意の存在と少年局の事前のヒアリングである。

多くの州の規定では、単に、行刑での母親と子供の収容が規定されているに

³⁸ Kawamura-Reindl/von den Driesch 2002, S. 182, eingehend Junker 2011, S. 228 ff.

³⁹ 少年行刑の違憲性を問題とした2006年5月31日の連邦憲法裁判所の判決に基づき (BvR 1673/04 – 2 BvR 2402/04) 連邦各州は十分な法的な基盤がないまま、州行刑法を成立させねばならなかった。

⁴⁰ Baden-Württemberg: Buch I § 10 JVollzGB; Bayern: Art. 86, 168 BayStVollzG; Berlin: § 27 JStVollzG Bln; Brandenburg: § 21 BbgJStVollzG; Bremen: § 14 BremStVollzG, § 27 BremJStVollzG; Hamburg: §§ 21, 100 HmbStVollzG; Hessen: § 74 HStVollzG, § 70 HessJStVollzG; Mecklenburg-Vorpommern: § 14 StVollzG M-V, § 27 JStVollzG M-V; Niedersachsen: § 73 NJVollzG; Nordrhein-Westfalen: § 87 StVollzG NRW, § 117 JStVollzG NRW; Rheinland-Pfalz: § 21 LJVollzG RLP; Saarland: § 14 SLStVollzG, § 27 SLJStVollzG; Sachsen: § 14 SächsStVollzG, § 27 SächsJStVollzG; Sachsen-Anhalt: § 27 JStVollzG LSA; Schleswig-Holstein: § 27 JStVollzG SH; Thüringen: § 21 ThürJVollzGB.

⁴¹ So Junker 2011, S. 29 f.

過ぎない⁴²。これまでは一つの州だけに開放処遇の中に父親と子供のエリアがある⁴³。子供の収容の年齢の上限は大きな幅が示されており、3歳⁴⁴から5歳⁴⁵、さらには未就学児童までとさまざまである⁴⁶。受入の最初の条件は子供の福祉である⁴⁷。いずれにしてもいくつかの州は明文の規定を断念しており、施設があり、且つ、保安上の憂慮が存在しないことを収容の条件としている⁴⁸。このコンテキストで、そのような法的な制度は、子供の福祉は公的施設の子供に関するすべての措置に際して優先的に考慮されねばならないとする国連の児童の権利条約3条1項と調和しているか疑わしい⁴⁹。費用の負担については原則的には扶養義務を負う者が収容の費用を負担する。これにより母親と子供の一緒に収容ができなくなる場合は、この限りではない⁵⁰。費用負担については多くの州で子供の健康管理の費用まで拡大している⁵¹。いくつかの州⁵²では母子施設の設置が法的に規定されている一方で、他の州行刑法⁵³では一般的な構成原則、区別原則の規定に限定しており、母子収容は特別な部門がなくても許されるのである⁵⁴。

各州の規定を比較すると州法の特異性も存在する。ある州法の規範は、子供が病気になる、施設内では治療できない場合に、行刑施設の外にある病院へ子供を連れていくことを規定している⁵⁵。母親がそばに行くことが医学上必要であり、処遇根拠に反しない限り、母親は子供を病院に連れていくことができる。

⁴² ブランデンブルク、ヘッセン、ザクセン、テューリンゲンは除く。

⁴³ 2010年からは、2名までの子供を収容可能な父親3名分がザクセンのヴァルトハイム行刑施設にある。Junker 2011, S. 30を見よ。

⁴⁴ 例えば、バーデン・ヴュルテンベルク。

⁴⁵ 例えば、ハンブルク。

⁴⁶ 例えば、ヘッセン。

⁴⁷ Vgl. nur Nordrhein-Westfalen.

⁴⁸ とりわけブランデンブルク。

⁴⁹ Junker 2011, S. 34も同様に懐疑的だが、子供の安全を重視している。

⁵⁰ 多くの州行刑法は、連邦行刑法80条2項の連邦規定に追随している。

⁵¹ 例えば、バーデン・ヴュルテンベルク。

⁵² 例えば、バイエルン。

⁵³ 例えば、バーデン・ヴュルテンベルク。

⁵⁴ So schon Junker 2011, S. 36.

⁵⁵ Bayern.

別のある州では母子収容の制限的な運用を規定している。そこでは子供の福祉のみならず、行刑施設での収容のほかに方法がないことが重要となる（最後の手段としての母子収容）⁵⁶。さらに別の州では、子供は開放処遇の母子施設でのみ収容されるとしている⁵⁷。

5. 2. 母子施設の実務運用

母子部門は6つの州の女子の閉鎖処遇ないし開放処遇に存在する⁵⁸。連邦全体では現在のところ、母親用に100人分、子供用に少なくとも120人分が用意されている⁵⁹。母子施設は主に開放処遇で定着しており、キャパシティーも大きい。これに対して閉鎖処遇では数が限られている⁶⁰。

収容のための年齢の上限は、収容の態様によっても決められている。閉鎖処遇では子供は3歳までだが、開放処遇の母子施設の多くは就学年齢まで子供を受け入れている⁶¹。閉鎖処遇での年齢制限は実務運用の経験に基づくものである。というのは、3歳以上の子供は、運動や学びについての衝動が旺盛になりそこでは十分に満たせないからである。従って子供はポジティブな人格形成に対するさらなる感覚の刺激を求めるために別の社会環境が必要なのである⁶²。多くの母子施設では法的に規定された年齢の上限を明らかに下回った運用がなされており、収容は2歳まで行われている⁶³。母子収容は原則として母親の出

⁵⁶ Hamburg.

⁵⁷ Brandenburg.

⁵⁸ Baden-Württemberg: JVA Schwäbisch-Gmünd; Bayern: JVA Aichach, Frauenabteilung der JVA München-Stadelheim; Berlin: JVA für Frauen; Hessen: JVA Frankfurt a. M. III Preungesheim; Niedersachsen: JVA Vechta; Nordrhein-Westfalen: Justizvollzugskrankenhaus Fröndenberg; Sachsen: JVA Chemnitz.

⁵⁹ Junker 2011, S. 48 und von Haverkamp 2011, S. 252 のデータをもとにした。

⁶⁰ 閉鎖処遇のみ: Frauenabteilung JVA München-Stadelheim; 閉鎖処遇と開放処遇: JVA Aichach, JVA Frankfurt a. M. III Preungesheim und JVA Vechta.

⁶¹ JVA Frankfurt a. M. Preungesheim.

⁶² Schriftliche Anfrage an den Bayerischen Landtag Drucksache 16/2063 vom 01.10.2009, S. 3.

⁶³ JVA Berlin für Frauen.

所の期日が年齢制限に適合していることが必要とされている⁶⁴。

施設の造りは、遊戯室、乳児、幼児の休息室、遊戯場、場合によっては庭を子供の希望に合うように整備している⁶⁵。母親は子供と広い個室に住み、一部は小さな別室がある。日常の教育と保育は母親の役目であり、その際、子供の保育については刑行施設サイドから教育上の支援が認められている。一般に教育能力の強化、母と子の結びつきの構築、維持、安定といったことのみならず、自立して、自らが責任をもって生活をするために、母親の自らの資質を促すことも問題としているのである⁶⁶。各行刑施設間には教育上のコンセプトと人的な設備でそれぞれ差異がある。ほとんどの母子施設では、施設内に子供の世話をする場所があり、母親が作業や処遇を受けられることを可能にしている。場合によっては子供は外部の託児施設に通うこともできる。

5. 3. 母子収容をめぐる議論

当初、刑事施設での母子収容は議論を巻き起こしたが、時間の経過とともに実務運用で得られた経験のために落ち着いた。最も重大な反対意見は一緒に拘禁されている子供に対するネガティブな影響である⁶⁷。体験の地平面が限定されると、感情の不安定と発達障害を形成する⁶⁸。入れ替わりが激しいため、安定した社会環境はなく、子供たちは友達が変わることに慣れなければならない。女子処遇における圧倒的な単性は子供たちを男性とのコンタクトから全く遠ざけることになる。この批判はとりわけ幼稚園世代の子供に関するものである⁶⁹。これにより、実務運用⁷⁰では、3歳以上の子供は閉鎖処遇では受け入れていない。開放処遇では、外界に開かれているにもかかわらず、就学前の子供の収容に際しては有害な刑務所の影響が残るので、差し控えるということも説得力を

⁶⁴ Haverkamp 2011, S. 252

⁶⁵ Dies. 2011, S. 253.

⁶⁶ Schriftliche Anfrage an den Bayerischen Landtag Drucksache 16/2063 vom 01.10.2009, S. 3.

⁶⁷ Vgl. nur Krüger 1982, S. 235 f.; Rosenkranz 1988, S. 126.

⁶⁸ Franze 2001, S. 235 f.

⁶⁹ Steinhilper 2013, § 80 Rn. 11.

⁷⁰ 年齢制限については5.2を参照。

持つ⁷¹。

数十年の経験を経て、ドイツの母子施設は確固たるものとなった。疑義や拒絶は乳児や小さな子供についてはこれを受け入れたり、広く賛同するようになった⁷²。その間、一緒に収容は、処遇で施設にとどまるために生ずる、社会化を阻害し、発達を阻害する要因を少なくとも弱め、場合によっては解消するという考え方が支配的となっている⁷³。さらに、母親の社会復帰のために子供を虐待しているといえるのではないかという見方も完全に否定された⁷⁴。それでもなお、母子施設は自由の剥奪が子供にも及ぶという理由で次善の策である。しかし、母親から子供を引き離すことはもっと問題であり、一緒に収容はこれに対するより良き選択肢である⁷⁵。

6. まとめ

ドイツ連邦共和国では女子処遇は相変わらず男子処遇の影に隠れている。問題点は処遇のすべての領域に出ている。たとえば、短期自由刑の女子受刑者の場合、たいていは監置にあたる。男子受刑者と比べると、(職業)教育とその他の女性の要望を考慮した適切な処遇が、特に繰り返し行われる必要がある。また、いたるところで批判され、より増加する過剰な保安措置に対しては、女子処遇を内側からも外側からもオープンにすることによって対応しなければならない。

それでもなお、女子にふさわしい処遇のために数年来行われている試みは見落としてはならない。今日では一つの業績として母子施設の確立が挙げられる。この施設は慈愛と寛大の制度としてのみならず、とりわけ人的な専門部門として表現される。教育学を学んだスタッフが子供の日常の教育と保育に際して母親たちを助ける。それと並行して母親は職業上の資格と人格のさらなる発展のための処遇に参加できる。ポジティブな母子関係と並んで、これにより、自由

⁷¹ Steinhilper 2013, § 80 Rn. 11.

⁷² Laubenthal 2015, Rn. 685; Steinhilper 2013, § 80 Rn. 1.

⁷³ Laubenthal 2015, Rn. 685.

⁷⁴ So noch Birtsch 1988, S. 11 ff. und Simmedinger 1995, S. 207.

⁷⁵ So auch Zolondek 2007, S. 69.

における自ら責任のある生活のための基盤が構築されねばならないのである。

2010年からバンコクルールズにより女子受刑者の処遇についての国連の女性に固有の原則が存在する⁷⁶。この原則を普及させることを NGO はインターネット講座を用いて推進しようとしている⁷⁷。女子受刑者のこれまで置かれていた状況を深く理解するために、女性に固有の問題について詳細な検討を展開することは歓迎されるべきである。そこには、処遇実務にとって相応しい基準とプログラムのみならず、施設職員への教育が含まれている。結論としてバンコクルールズは女子処遇の人的な実務運用のための重要な拠り所を含んでおり、ドイツの各州において補充的機能が与えられうるのである。

(訳者あとがき)

本稿は、ドイツ連邦共和国テュービンゲン大学ハーヴァーカンフ教授が、2月1日に北大東京オフィスでの日独共同セミナーにおいて行った講演を訳したものである。

ハーヴァーカンフ教授は1988年からパッサウ大学とフライブルク大学で法学を学び、1993年からフライブルクのマックス・プランク外国刑法研究所で北欧部門の助手をされ、2002年に電子的在宅監視に関する論文で博士号を取得した。2008年までミュンヘン大学のシェッヒ教授の下で助手として活動し、その後、再び、マックス・プランク外国刑法研究所で研究員をされ、2010年には、シェッヒ教授の下で「ヨーロッパにおける女子行刑 (Frauen im Strafvollzug vor dem Hintergrund der Europäischen Strafvollzugsgrundsätze)」で教授資格を取得した。ミュンヘン大学講師を経て、2013年10月にテュービンゲン大学教授に就任し、主に刑事政策に関する数々のプロジェクトを手掛けている。

今回、初の日本訪問では、2月1日、北大東京オフィスでの日独共同セミナー(主催: 科研費A「犯罪者を親にもつ子どもへの支援に関する総合的研究」(代表者: 矢野恵美)、共催: 北海道大学法学研究科附属高等法政教育研究センター)において、本講演を行い、続いて、2月4日には北大刑事法研究会特別例会と

⁷⁶ 女子に対する自由剥奪伴わない処分も含まれる。

⁷⁷ Penal Reform International unter <http://www.penalreform.org/priorities/women-in-the-criminal-justice-system/bangkok-rules-2/>, zuletzt abgerufen am 30.12.2015.

して「ドイツ連邦共和国における保安処分の現状」と題する講演を行った(主催:北海道大学刑事法研究会、共催:科研費C「複合的視点からの保安処分制度の再構築についての研究」(代表者:小名木明宏)、北海道大学法学研究科附属高等法政教育研究センター)。

本テーマに関しては、琉球大学の矢野教授を中心とする研究グループが精力的に研究活動を行っている。ドイツの状況に関しては、シンポジウムにおける研究報告として、小名木明宏「ドイツ連邦共和国における刑務所内の女子施設について」(2014年10月19日、犯罪社会学会テーマセッション「犯罪者を親にもつ子どもへの法的支援の必要性－親が受刑中の場合」(京都産業大学) 第41回日本犯罪社会学会)、同「ドイツ連邦共和国における刑務所内の母子施設について」(2015年12月5日、ジェンダー法学会ワークショップ「受刑者を親にもつ子どもへの法的支援」(日本大学) 第13回ジェンダー法学会学術大会)がある(要約として、拙稿「ドイツの状況:ドイツ連邦共和国における刑事施設内の母子施設」日本犯罪社会学会『第41回大会報告要旨集(2014)』78-82頁、2015年2月参照)。また、その他の国々については、矢野恵美・齋藤実「英国の女子被収容者マネジメントに学べること－刑務所庁規則4800「女子被収容者」より」刑政125号42-57頁(2014年)、齋藤実「フィンランドにおける女子受刑者処遇の現在(いま):子どものいる女子受刑者の処遇(「家族ユニット」)を中心にしつつ」獨協法学96号181-206頁(2015年)がある。

本講演に続くディスカッションでは、セミナーに参加した実務家と研究者がさまざまな議論を行い、大変有意義なものとなった。